

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和4年11月17日(木)			
会議時間	開会	午後1時30分	閉会	午後4時03分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 小野寺 道 雄		副委員長 佐 藤 敬一郎	
	委 員 齋 藤 禎 弘		委 員 岩 渕 典 仁	
	委 員 岡 田 もとみ		委 員 千 田 恭 平	
	委 員 千 田 良 一			
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 小 山 雄 幸 委 員			
事務局職員	主任主事 伊藤悠子			
紹介議員	なし			
参 考 人	なし			
出席説明員	小崎農林部長ほか2名、渡辺建設部長ほか3名			
本日の会議に付した事件	<ul style="list-style-type: none"> ・所管事務調査 (1)放射性物質に汚染された乾しいたけの処理について (2)長期優良住宅建築等計画認定申請手数料、変更認定申請手数料について及び一関地区かわまちづくり事業について (3)その他 			
議事の経過	別紙のとおり			

産業建設常任委員会記録

令和4年11月17日

(開会 午後1時30分)

委員長 : ただいまの出席委員は7名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会します。
小山雄幸委員より欠席の旨、届出がありました。
録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。
本日の案件は、御案内のとおりです。
お諮りいたします。
本日の調査に当たり、当局から、農林部長及び建設部長の出席を求めることに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。
直ちに議長を通じて、農林部長及び建設部長の出席を求めることといたします。
暫時休憩します。

(休憩 13:31～13:31)

委員長 : 再開します。
それでは、最初に、放射性物質に汚染された乾しいたけの処理についてを議題といたします。
当局より説明を求めます。
小崎農林部長。

農林部長 : 資料を御覧いただきたいと思います。
放射性物質に汚染された乾しいたけの処理についてというテーマでございます。
概要といたしましては、平成23年3月に発生しました東日本大震災で、東京電力の福島第一原子力発電所事故の影響によりまして、放射性物質に汚染されてしまっ
て出荷自粛要請、出荷制限指示を受けております、平成23年度、平成24年度産
の原木乾しいたけにつきましては、市内の民間施設で保管をしている状況でございます。

この処理につきましては、生産者を含め、早期の処理を求める声を頂いていたところでございますが、このたび、令和5年1月から、県外の施設によって処理を開始する計画案を整理いたしましたので、皆さんに御説明を行うものでございます。詳細につきましては、農地林務課長から説明をいたさせます。

委員長　：松川農地林務課長。

農地林務課長：私のほうから内容を説明させていただきます。

資料を1枚めくっていただきまして左上の1、保管している乾しいたけの状況というページを御覧ください。

今、農林部長が申し上げましたように出荷自粛要請が発せられたことを受けまして、市内の集出荷団体は平成23年度、平成24年度産の乾しいたけを回収し、市内2か所の施設で保管を継続しているところでございます。

保管の状況につきましては下の表にありますように、まず一関地方森林組合の大東地域にあります保冷库のほうで22.4トン、段ボール箱で1782箱を保管していると、それからもう1社につきましてはJ Aいわて平泉の厳美出張所倉庫に3.4トン、段ボール348箱を保管しているというところでございます。

それから放射性セシウム濃度につきましては、平成30年までにおける抽出調査の結果、最も高いものでも1キログラム当たり530ベクレルという状況になっております。

年数がたっておりますので、現在はこれよりも減衰しているのではないかとと思われるところです。

1枚めくって次を御覧ください。

2の処理方法についてです。

(1)の処理方法、放射性物質汚染廃棄物を処理した実績がある県外の施設で焼却処理を行うという計画でおります。

この県外施設で受入れ可能な量につきましては、ひと月当たり3トン程度、これを市内の保管施設から順次運び出して、焼却処理に充てるということになっております。

それから(2)委託する業者が2社ございます。

まず1社は、運搬業者です。

これは県外施設の受入条件に合致する市内の一般廃棄物運搬業者を想定しております。

それから実際に処理する業者につきましては、県外の廃棄物処理業者となっております。

(3)運搬及び処理に係る費用についてです。

令和4年度の費用につきましては、12月補正予算(案)に計上させていただきたいというように考えております。

事業名につきましては、きのこ原木等処理事業、今は主に落葉層除去を行っているこちらの事業を、280万円ほどを増額させていただきたいと考えております。

それから令和5年度にもまたがりますので、令和5年度費用につきましては、令和5年度当初予算（案）に計上する予定としております。

それから、処理に要した費用の全額については、毎年度東京電力ホールディングス株式会社へ賠償請求を行うというように考えておりますので、一般財源負担は生じないというように見込んでおります。

めくっていただきまして、3、処理を委託する事業者についてを御覧ください。

最初の黒丸、県外の廃棄物処理業者で、赤文字で書いてありますように受入先の自治体がどこかとか、どこの施設でどこの業者かというようなことは一切公表しないということが受け入れていただくための条件となっております。

それから、乾しいたけにつきましては8000ベクレルを下回っておりますので、一般廃棄物として受け入れていただき、そのほかの放射性汚染物質の被害を受けていない、一般のごみと混ぜ合わせた上で、焼却、混焼するという予定になっております。

それから、この施設は非常に高度な技術を有している施設になっております。

高度な技術により周辺環境へ影響を及ぼさないような処理が行われる予定になっております。

他自治体からの放射性汚染物質を当該施設で処理しているというような情報を入手しましたことから、この受入れについて当該業者へ打診をしていたもので、やっと受入体制が整ってきたということで、今回補正予算に提案させていただきたいというところでございます。

それから、他自治体からの受入状況と当市の乾しいたけの量及び放射性物質濃度から判断し、受入れが可能になったというものでございます。

最後、4の処理スケジュールを御覧ください。

全部で26トンでございますけれども、この乾しいたけを処理するに当たって、全体のスケジュールは2年度にまたがります。

一番左の上、令和4年度処理分につきましては、受入自治体との事前協議を行ったところでございます。

この説明は表の下の方の米印になります。

年度ごとに受入自治体と、それから本来焼却処理すべき一関地区広域行政組合のほうで対応できないということでしたので、広域行政組合との間で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事前協議を行ったところでございます。

また、表に戻っていただきまして、12月補正予算が可決されましたら速やかに業務委託契約を締結したいと考えております。

そして年明け1月から毎月3トン程度、本年度9トン程度を処理したいと、令和5年度におきましては4月から9月までに残り17トン程度、合計およそ26トンを9か月間にわたって処理をし、完了させたいというように考えております。

一番下の米印にありますように、処理量につきましては現時点での見込み量となっております。相手方の処理施設の受入量等によっては期間が若干前後する場合がございます。

私からの説明は以上です。

委員長：これより質疑、意見交換を行います。

岡田委員。

岡田委員：この放射性物質の処理について、放射性物質の関係で国・県からその出荷自粛要請が発せられていたという部分についてお伺いしますが、国が責任を持って処理するという部分があったと思うのですけれども、その点について、国の対応というか、これまでいろいろしてきていても何の手だてもない、なかなか方針も決まらないという状況が続いていたかと思うのですが、この処理について、何か国からの指示とか支援というのがあったのかお伺いします。

もう1点は、12月補正予算に計上するということになりますが、280万円というこの事業費の内訳、運搬業者と処理業者に対応する予算になるかと思いますが、その内訳をお伺いしたいと思います。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：最初の、国からの支援等々とのことですが。

まず1つ目は、放射性物質の汚染の度合いによって管轄が違うと言いますか、8000ベクレル以上の指定廃棄物になれば、国の管理の下での処分となりますが、8000ベクレルにならない、低いものにつきましては各市町村の処理ということになりますし、今回も説明をいたしました。一般廃棄物扱いになって一般廃棄物の処理の中で処理をする決まりになっているものでございます。

今回の乾しいたけの処理につきましても、当然、国のほうにはこういうものがあるって保管をしておりますということは常に報告はしております。保管期間が長くなってきましたので、処理の方法等についてのいろいろな技術的な知見等を含めた協力もお願いし、情報をいただいたりしてきました。

今回の経費部分につきましては、先ほどもお話ししたとおり、処理にかかった経費について東京電力ホールディングス株式会社のほうに損害賠償で請求するというような流れで組立てをしているところでございます。

委員長：松川農地林務課長。

農地林務課長：事業費の積算の内訳を簡単に申し上げますと、まず一つは積込み運搬に係る業務委託料を214万5000円ほど見込んでいただいております。

これも一度に全部持って行くわけではなくて、毎月受入可能な量をトラックのほうに積み込んで、県外の業者のほうに持っていくというようなことになっております。

それから、受け入れてくれる業者のほうで、一般廃棄物と混ぜて燃やすという処理にかかる経費のほうにつきましては64万4000円ほどを見込んでおります。

委員長：岡田委員。

岡田委員：東京電力ホールディングス株式会社のほうに、いずれ損害賠償請求をするということなのですが、この事業費とかかかった280万円はそのとおりの数字だと思えますが、担当課でいろいろ事業者を探したりといったような経費について今までも認められていない部分もあるかと思うのですけれども、そういった総合的な請求額というのはどのくらいになると見込んでいるのかをお伺いします。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：市民環境部のほうで取りまとめて請求してきたわけですが、いわゆる一般の我々の労力、給与等々についての賠償はされないままきいているところでございます。

これを専属でやっているわけではないものですから、なかなかお幾らかと言われても積み上げた数字ではないわけですけれども、ただ、時間もたっておりますし、10年以上もたつ中でいろいろな協議も調査もしてまいりましたので、積算しないで言うのもなんですが、かなり本来業務に食い込んでいることは確かでございます。

数字はちょっと、積算がございませんので申し上げられないということでございます。

委員長：岡田委員。

岡田委員：今までの交渉の過程で、そういった労務費みたいな部分は考えないで、この事業費に当たる280万円を請求しようというような状況だと捉えてよろしいでしょうか。

委員長：松川農地林務課長。

農地林務課長：お見込みのとおりでございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：それでは何点かお伺いします。

4ページ目の説明で、一番上のところの赤いところで受入れ先の自治体、施設名

は公表しないことが条件ということでもありますけれども、うちの自治体の中でできないことを他自治体をお願いしているという状況で、そこは感謝している部分があるかと思いますが、その自治体のほうでの住民の理解を得ているのかどうか、実際どのようにやっているのかどうか説明受けているのかどうか。

一関市でお願いしていることが後になって分かったときに、その自治体自体で理解が得られていないことを進めているのであれば、いかななものかなということが1点目です。

もう1点は、とはいえ一関市でも混合して、一般廃棄物で処理していた経過がほかのものでもあったと思うのですが、今回乾しいたけということでもありますけれども、それ以外のもので、今後、放射性物質に汚染されているものがほかにあとどのぐらいある状況なのかどうか。

あるのであれば、どのように今後検討されているのかということも2点、お願いいたします。

委員長：松川農地林務課長。

農地林務課長：最初に御質問を頂きました住民理解につきましては、まずこの処理業者が、工場を設置するに当たって、どのようなものをどのような方法で処理していくかというものを住民が十分理解した上で立地したというように聞いております。

それから毎年どのようなものを受け入れて、どのように処理しているかということもきちんと住民に説明されているようですし、受け入れるに当たって、かなり厳しい基準やルール等がございまして、それを遵守した中で、我々もまた委託をして受入れをお願いしていくというようになっておりますので、ちょっと直接的な説明はどのように言っているかということまでは確認してはおりませんが、地域住民の理解は十分得られている中で、我々もそのルールにのっとりた手続を踏んで今回この計画を提案させていただきたいというように考えております。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：乾しいたけ以外の農林業系廃棄物についてでございます。

まず1つ目は牧草でございますが、牧草につきましては大東清掃センターでもって焼却をしてきましたが、8000バクレルを超えるもの29トンにつきましては現在でも市の一時保管施設で保管をしています。

稲わらにつきましては355トンございまして、これは市内の農家の農地をお借りして、パイプハウスを設置しましてそちらのほうに分散して保管しているところでございます。

あとシイタケのほだ木があるのですが、現在、運搬し、破碎処理中ですが現時点で残りは5400トン余りとなっているような状況です。

一番多いのが堆肥です。

堆肥は 6234 トンございまして、これについても市が設置した一時保管施設において、全量を一時保管しているという状況です。

今までも何度か説明をしてきましたが、農林業系廃棄物の処理につきましては 8000 ベクレル以上の指定廃棄物を国が処理するために設置しようとしている仮設焼却炉を使って処理終了後、一般廃棄物を焼却するというようなことで皆さんにはずっと説明をしてきておりますが、現時点でその方向は変わっておりませんが、なかなか動き出せない状況でございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：1点目は住民理解があるということで理解しました。

2点目は、ほかにもそういったものが現在もある中で、進行されている部分がありますけれども、今回、この値が 530 ベクレルだったからこれを受け入れたのか、それとも特別な技術があるから契約を結んだのか。

今後の方向として、今回この処理できたものと、今後ほかのものをどうするのかというところの違いを教えてくださいと思います。

委員長：松川農地林務課長。

農地林務課長：ただいまの御質問ですが、資料の2ページ、1番のほうに放射性セシウム濃度が最高値 530 ベクレルと書いてございまして、この濃度だったから受け入れていただけただけというわけではございません。

まず 8000 ベクレルを下回っているというものが最低限の条件になります。

ですから、多分これよりももし高かったとしても受入れは可能だったのではないかと思います。

それから先ほど説明が漏れましたけれども、4ページの3番、処理を委託する事業者というところの黒丸の4つ目のところに、他自治体の放射性汚染物質を当該施設で処理しているとの情報を入手したということで、もう既にほかの自治体から放射性汚染物質、8000 ベクレル以下のものを受け入れて処理している実績もあるし、住民の理解も得られている団体、事業者だというようなお話がございましたところから、安全安心に処理していただけたと考え、どのような運搬方法、受入量をどのくらいお願いしていったらいいかというような打合せをして、月量3トンというような計画を立ててきたというものでございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：その他自治体の方々の処理しているものもやはりその乾しいたけであるのかどう

かというのと、先ほどの、現在市内にある放射性物質も、場合によっては、こちらのほうで、今後その令和5年度以降も3トンという単位でどれだけ今後進むか分かりませんが、可能なのかどうかということをお尋ねします。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：乾しいたけも処理しているかどうか、何を焼いているかまではお知らせしていただいておりますが、放射性物質に汚染されたものの焼却をしていると伺っております。

それと、今回は26トンという数量の乾しいたけです。

可能であれば先ほどお話ししたような部分もお願いできるのなら、という気持ちはございますが、やはりその量と、あと濃度という部分が非常にその計画の中に影響してくるものだというように思っています。

まず我々としては、今回初めて手がける乾しいたけについて、最後までやり通してその後、可能性を探るといのように考えているところでございます。

委員長：ほかにはございますか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、質疑、意見交換を終わります。

以上で、放射性物質に汚染された乾しいたけの処理についての調査を終了します。農林部長をはじめ、当局の皆さんにはお忙しいところありがとうございました。職員入替えのため、暫時休憩します。

(休憩 13:54～13:57)

委員長：再開します。

次に、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料、変更認定申請手数料について及び一関地区かわまちづくり事業についてを議題とします。

当局より説明を求めます。

渡辺建設部長。

建設部長：本日御説明させていただく内容は2つありまして、1つ目、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料と、変更認定申請手数料についてであります。

これにつきましては12月通常会議へ、一関市手数料条例の一部改正する条例の制定としてお諮りすることで準備しておりまして、本日は産業建設常任委員会の皆様へ事前に御説明させていただくものであります。

それでは、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料と変更認定申請手数料についてであります。

私から概要について申し上げます。

資料2 ページ目の3になります。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正によりまして、これまでの住宅の建築、新築または増改築になりますけれども、この住宅の建築及び維持保全に関する計画認定に加えまして、増改築を行わない既存住宅の維持保全に関する計画、長期優良住宅維持保全計画と言いますが、この認定が追加されました。

これによりまして、新築や増改築などの建築行為を行う場合を認定の対象としていた制度でありましたが、建築行為を行わない場合も対象となることになりましたので、認定申請手数料と変更認定申請手数料について、必要な改正をするものであります。

各認定申請手数料の額につきましては、従来と変わらず同額の手数料の額であります。

詳細につきましては都市整備課長から説明させます。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：最初に、資料に基づかず私のほうから、今の部長の説明をまとめたものを申し上げます。

簡単に言いますと手数料ですので、職員が建築確認等書類を見る時間に関する手数料として有料の手数料が発生します。

今までは、新たに立派な住宅を建てる際の建築確認申請手数料というのを当市のほうで取っておりますが、それに長期優良住宅と言いまして、比較的長期に安定して住める住宅を建築する場合の手数料がございます。

それは、今までは新築、増築する場合に頂いていたものを、今度はもう建てたものでも、その基準に合っていれば、それを審査する手数料が新たに追加されるというものです。

それでは資料に基づいて、最初に長期優良住宅とは、から御説明をさせていただきます。

1 ページ目を御覧ください。

長期優良住宅というのは法律に基づきまして、まず、平成 21 年 6 月より新築を対象とした認定が開始されました。

平成 28 年 4 月より既存住宅でも増改築を対象とした認定も開始されました。

どのようなものが長期優良住宅かと言いますと、この水色のポンチ図の中のAからEまでのところを御覧いただきたいのですが、長期に使用するための構造及び設備を有していることということで、劣化しないものでございます。

2 番目、居住環境への配慮を行っていることと、Cは住宅ですので、一定面積以

上の住戸面積を有していること、D維持保全の期間、方法を定めていることと、これはおおむね10年以上で30年までとかといった比較的長く住めるような、維持保全の期間を最初から定めている住宅になります。

あと自然災害への配慮を行っていることにつきましては、例えば耐震性などとなっております。

比較的1世代が住むのには、ちょっとこちらの一関市にはなじまないのですが、おおむね25年から30年が1世代の住宅の寿命だというような格好で、長期では3世代以上にわたって住めると一般的に言われておりますので100年住宅と言われるものが、長期優良住宅の1例になります。

2番目に、長期優良住宅の認定を受けるための認定基準といったことでまた青い絵のほうを御覧いただきたいと思います。

長期優良住宅の認定を受けるためには次のような認定基準を満たすことが必要ということで、6項目の最初の基準があります。

一番左の劣化対策ということで躯体が劣化しないように、丈夫で使用できることと、2つ目が耐震性ということでももちろん筋交いというバツテンの筋交いが入っていることだとか、そのバツテンにもサスペンション的なものが入っている住宅とかで、免震・耐震性を備えたものが耐震性になります。

省エネルギー性といったしまして、断熱性能が高いものと、右のほうにいきまして維持管理・更新の容易性と。

例えば、30年で一部といなどは直さなければなりませんので、そういったところを直して耐用年数を上げて、長期に優良に住んでもらうための維持管理・更新の容易性が求められております。

次に、もっと右のほうに行きまして可変性ということで、共同住宅・長屋の場合は、居住者のライフスタイルの変化に合わせて間仕切り等の変更が可能なこと、あと共同住宅等ではバリアフリー性が求められるといったことでございます。

そういったことが長期優良住宅の認定を受けるための認定基準になります。

続きまして2ページ目をお開き願います。

これが先ほど、部長のほうから申し上げました法律の改正概要でございます。

この下線の部分で、今度はこれまでの住宅の建築及び維持保全に関する計画の認定に加えて、増改築を行わない今住んでいる住宅の維持保全に関する計画の認定が追加され、令和4年10月1日に施行されました。

これに伴いまして、増改築新築でもない、この下の図でありますと黄色い部分、今回追加の建築行為なしで、以前建てたものでも維持保全計画をつくっていただいて、それを市のほうで認定すれば、長期優良住宅になるといったものでございます。

下のほうに参考といたしまして、建築行為なしの認定制度と現行制度の比較といったことでございます。

青い部分が、今まで当市でも認定をしていたところです。

認定対象が新築、増改築の場合は、建築計画の新築増改築と維持保全計画があり

ました。

今回の改正では、もう建っている建物、建築確認を受けたものが建っておりましてそれにさらに長期優良という上乗せをするために、維持保全計画というのもつけて認定をすれば、長期優良住宅になるというものでございます。

認定申請主体は建築主、あと維持保全を行うとする者（所有者、管理組合）が今まででしたが、今回は維持保全を行おうとする者が、認定申請主体でございます。

認定の基準は、これは今までは建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることというような認定の仕方だったのですが、今回は維持保全しようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることを確認すればよいといったことでございます。

あとその下の維持保全はこれまで同様、30年以上であることということでございます。

認定実績は参考までに全国の認定申請実績が書いております。

3ページ目をお開きください。

一関市というのはどのような住宅とか建造物とか建築物を認定しているのかというのがこちらに書いてあります。

限定特定行政庁というのが一関市の役割です。

簡単に言うと、それ以外は岩手県とかに建築確認申請がいくわけなのですが、限定特定行政庁である一関市がその許可を持っているために、いろいろな身近なところで建築確認を下ろせるといった住民のメリットがございます。

一関市で取り扱うことができる建築物は4号建築物、建築基準法の第6条第1項第4号の建築物となります。

簡単に言えば比較的小規模な建築物となります。

この表のところを御覧いただきたいのですが、特殊建築物、例えば学校とか店舗ですが、その床面積が200平米以下のもの、あと次は主に住宅になると思うのですが、木造の建築物2階建て以下、または延べ面積が500平米、高さが13メートルもしくは軒の高さが9メートル以下のものと木造以外のRC造りとかS造りと言われるコンクリートのものが入っているものは、平屋建て、または200平米以下のものが当市で扱う基準でございます。

そこで、5番目に手数料条例の改正が今回12月通常会議で提案を予定しております。

この長期優良住宅法の改正に伴いまして、当市が限定特定行政庁として取り扱うことができる小規模な建築物に係る長期優良住宅維持保全計画の認定申請について、手数料を規定するものでございます。

改正のほうはこの(1)長期優良住宅法第5条関係というのが一つありまして、この太枠で囲んであるとおり法律で言えば第6項、第7項に既存住宅というのが加わりました。

それで、認定申請者が所有者、管理者で、住宅の維持保全に関する計画を持って

いれば、新たにそのものを認定するといったことでございます。

この太枠部分が今回追加された部分でございます。

4ページ目をお開き願います。

先ほど、部長が説明を申し上げましたとおり、手数料の額については変わらないといったことでございます。

手数料の額は変わりませんが項目に追加がございます。

追加になっているところは、イの行の戸建住宅では、今までは増改築のところだけだったのですが、または建築行為なしということで、床面積の区分がなしと。

添付図書の種別というところを若干説明させていただくのですが、添付図書がないので7万2,000円というのは、添付図書がない場合、市職員が一から全部、エネルギーの計算とか躯体の構造の計算ですとか、いろいろなものを見なければならず、時間がかかりますので手数料が高くなっております。

ところが添付図書、認定機関というのが別にありまして認定機関の確認書がついているものは、そちらのほうでおおむね見ておりますので、市のほうで確認する時間が短くて済むので1万円というように比較的値段が少額になっているということです。

エのところは、戸建住宅に対して共同住宅でございます。

考え方は同じでございます。

面積区分が500平米までとなっているところが共同住宅の特徴でございます。

6番目、市民生活に与える影響ですが、予想される届出というのは、この表を見ても令和3年度末でこの長期優良住宅の計画認定と、それを変更する認定をした総額が、制度開設時の平成21年度から令和3年度までで、下の一番右下になります。合計で494件となります。

令和3年度では計画認定で58件、計画変更はございませんでしたので、そういった形の住宅でございます。

ですので、比較的申請件数が少ないものであります。

さらに、今回新設された新築や増改築などの建築行為を行わない場合の認定申請について、維持保全しようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造であることなどを求められており、認定基準が厳しいことから申請は少ないというように見込んでおります。

全国で300戸程度ということなので、何かこれを利用して、認定を受けた場合のメリットといたしましては、住宅を売買するときに、そういった基準の住宅ですよといった、認定基準に合ったものだということで値段が上がる可能性があるもので、そういった申請をする方がいらっしゃるかもしれないということでございます。

いずれにしても長期にお住まいになる住宅としては、長期住宅は望ましいので、こういった制度が国のほうで進められております。

それに対する市の手数料条例の改正の概要でございました。

よろしく願います。

委員長：長期優良住宅建築等計画認定申請手数料、変更認定申請手数料についての説明が終わりましたので、これにより質疑、意見交換を行います。

佐藤委員。

佐藤委員：1ページのところですが、青囲みの部分の長期優良住宅とはというのがありますが、この中で長期に使用するための長期というのは、先ほど100年住宅とお聞きしましたが、100年以上もたないと駄目だということですか。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：1例ではおおむね3世代以上が、3世代にわたって住めるようなというような表現でありますので、例えば100年以上といったもので、100というのは基準ではございません。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：ありがとうございます。

そのCのところ、一定面積というのがあります。

これはどれくらいの面積なのでしょう。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：長期優良住宅は、新築の場合は岩手県では最低が55平方メートル以上のものが該当しますので、それは小さいものは長期優良住宅にはなり得ないというものでございます。

今回の建築行為をしないというのが追加されますという説明の中のものに関しては、もう既に建っているものですので、面積要件は特に審査の対象外になります。

新しく建てるものだけは55平方メートル以上なければ、長期優良住宅にはなり得ないということでございます。

以上です。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：長期優良住宅に認定をされると、どういうメリットがあるのですか。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：大きく分けると8つございます。

1つは所得税における住宅ローン控除での優遇がございまして、年末時点での住宅ローン残高の0.7%が所得税から控除されるということがあります。

もしローンを組まれない方でも投資型減税を受けられるということです。

かかり増し費用の10%が所得税から控除されるというのがそのものです。

あと、これは多分、既存の住宅には当てはまらないかと思うのですが、新たに建てる場合は不動産取得税の減税がございまして。

あとは、これも新たに建てる場合、登録免許税の税率が引き下げられると。

これも新築で、固定資産税の減税期間が延長されるということで、固定資産額が2分の1に減税される期間が通常の住宅よりも延長されています。

一般住宅は戸建てで3年間、マンションで5年間ですが、長期優良住宅の場合は戸建てが5年間ということで、一般住宅よりも2年長くなりますし、マンションも2年長くなるように2分の1に減税される期間が伸びます。

あと住宅ローンの金利が優遇されるということでございます。

あと地震保険料の割引が受けられるといったことです。

あと新築ではまた、地域住宅グリーン化事業の補助金なども受けられる場合がありますということで、認定を受けることによって主に税金と保険料が優遇されるといったことです。

委員長：岡田委員。

岡田委員：こういう、住宅に長く住むということについては、環境問題とかSDGsですごく求められてきたものだと思うし、欧米では古くからそういった習慣があるというように聞いていて、今回はその部分が追加されるということで、特に問題はないのですが、説明を受けたら6つの条件とかがあって、ハードルが高いのかなと思ったら、やはりそういう厳しい基準があって、認定件数が少ないというお話でした。

厳しい認定条件の中でも、これまでどのような周知とかをしてきたのかお知らせいただければと思います。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：やはり重要な周知でございますので、一つは我々行政のほかにも、建築士会や住宅メーカーのほうで積極的にこの優遇制度を周知して、その中で取り組んでいただいているということでございます。

市のほうでホームページや、広報に載せたり、そういった取組をしております。以上です。

委員長：岡田委員。

岡田委員：想像した範囲内の答弁ですけれども、すごく大事なことだと思うのです。

住宅に関する市民の願いというのものもあるかと思うので、こういうものが目に触れたり聞こえてきたら、ちょっとやろうかなというように、その建築会社とかに自分で足を運ばない人でも、このチラシを見たり、何かもっと一関市としてそういった普及が、もっと目に見えるところで活性化させられるような取組が必要なのではないかと思うので、ぜひ検討していただければと思います。

委員長：ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、質疑、意見交換を終わります。

次に、一関地区かわまちづくり事業について、説明を求めます。

渡辺建設部長。

建設部長：一関地区かわまちづくり事業についてであります。

これまで実施してまいりました社会実験ですとか、磐井川、河川緑地などの基本計画、それから実施設計の内容、また、国土交通省発注工事の施工状況ですとか、今後の整備スケジュールについて、都市整備課長から説明させます。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：それでは私のほうから、この資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず説明資料の表紙ですが、この一番左上がちょうど磐井川の山目側から世嬉の一酒造株式会社という田村町側に抜けるところの川を渡る仮設の渡河工の前に、いちのせきミュージックフェスティバルという社会実験をやっておりまして、その写真であります。

テントの中に歌を歌う人がいて、そういった川の堤防の階段部分を利用して家族とかが、音楽を聴いて1日楽しんだというような実験でございます。

その右側になります。

これはSUP（サップ）といわれる川を下る平面的なカヌーのようなものです。スタンドアップパドルボートと言うのだそうで、それを略してSUPと言うのだそうですけれども、立って漕いで川を渡るというのが結構若者の間で、はやっております。

その下ですが、これは北上川の横石鉄橋まで磐井川から下っていったところのカ

ヌーでの写真です。

右側になりますけれども、堤防の天端の管理用道路をサイクリングコースとして活用した例の写真が載っております。

それでは具体的に、1ページ目から御説明をさせていただきます。

一関地区かわまちづくりの全体整備計画というので、まず何をやるのかというところがこの図のタイトルの下に書いております。

「かわ」と「まち」を結び付けた新たな河川空間の創出と活用を推進し、国と市でハード整備やソフト事業を行い、最終的には、にぎわいと活力ある中心市街地の形成を目指しますと。

ここで言う中心市街地は、この図の中の範囲内のことを言っております。

このためのハード整備やソフト整備を4つのブロックに分けて行っております。

この表の見方なのですが、凡例といたしまして、右の下のほうに書いてございます。

赤い線囲みのオレンジ色っぽい網かけが国のハード事業でございまして、続いて下の緑の線の、緑の網かけが市のハード事業ということで、ハード事業は網かけになっておりますしソフト事業は網かけになっていないという御理解で御覧いただければと思います。

まず、①磐井川緑地周辺エリアということで、これはワークショップでどんなことをやりましょうかというのを数年間にわたって、まとめたものの集大成になります。

ソフト事業では、まちなか水辺憩いエリアということでジョギング、散歩、ゲートボールを楽しみましょうということで、エリアからすればJRの鉄橋のところから、釣山の下のところまでというのが、まず①の磐井川緑地周辺エリアです。

国のほうで今やっておりますが、親水護岸（階段型）の整備を今盛んとやっておりますし、坂路の整備というのも今盛んにやっております。

市のほうは、磐井川緑地のリノベーションということで、1度工事車両が通るために、ジョギングコースだったトリムコースと言われているところがあるのですが、多少傷んでおりますのでその再利用というか、修理してもう一度使いたいというリノベーションを行うと。

あと多目的広場とシェルターというのは日陰ができるような、傘の大型なものでございます。

あと遊具と駐車場の整備と。

あと釣山公園園路の整備と遊歩道、園路の整備と、今釣山公園の駐車場のところに池があって、松が植えられているのですが、それを心字ヶ池と言います。

その環境整備と、あと桜の小道の整備は一応終わっております。

釣山公園駐車場までの遊歩道の整備というのは、桜の小道といいまして、世嬉の一酒造株式会社の本西側の道路、堤防と世嬉の一酒造さんの駐車場の間のところを桜の小道と通称呼んでいるところなのですが、それが上の橋から駅まで通じると

ころで一旦終わっております。

その延長上が釣山駐車場までの遊歩道の整備というのも、地元の行政区長及び住民から望まれている点でございますので、ハード整備として入れております。

②番目になります。

ちょうど図の中心の下の部分です。

要害・中里エリアということで、ソフト事業は散歩、ジョギング、サイクリングなど、国のほうでは管理用通路、階段工を行います。

市では、休憩所のベンチ、サイン等を整備するといったことでございます。

③番目、一関水辺プラザエリアということで、ソフト事業は「あいぽーと」と連携した水辺と触れ合う学習、体験エリア。

ハード整備は国のほうでは親水護岸、護岸の船着場、カヌーとかを降ろせるような船着場の整備をするといったことでございますし、自然観察池といたしまして管理用通路等の整備も含めた自然観察池で自然観察できる場所の整備をしようと、また、市のほうといたしましては屋外トイレの整備ということで、あいぽーとしかトイレがないものですから、今パークゴルフ場を御利用なさっている方は、あいぽーとのトイレを利用されているということで、できれば堤防の川側のほうに可動式のトイレを整備したいというような考えでおります。

④番目、新たにできた湛水地エリアというところでございます。

一関遊水地内に湛水エリアというのがございまして、ソフト事業では屋外スポーツ、アクティビティの体験エリアといたしましてパークゴルフ、オフロードコース、これはバイク・自転車。

あとキャンプ等をしたらいいのではないかとといったワークショップの取りまとめがあります。

各種イベントや大会ということで、ドローン・ラジコンヘリ、バルーンフェスティバルがございまして。

国のほうでは階段型護岸（堤防護岸）の整備と、市では多目的公園の整備ということで緑地整備、トイレ、照明などの便益施設を整備する計画でございます。

あと計画の順番等は後で、資料を追って御説明します。

2ページ目をお開きください。

今日、御説明する項目がこの4つの項目になっております。

社会実験の報告といたしまして、今までやった社会実験の報告をいたします。

この社会実験は、新たな公共空間の河川エリアをどのように使えるのかといったものを社会実験したものでございます。

2番目は、令和3年度に予算を認めていただいております業務委託内容といたしまして、実施設計と基本設計、磐井川緑地のところをやっておりますのでその内容を、途中ではございますが報告をさせていただきます。

3番目、国土交通省整備中の工事の進捗状況について御説明をさせていただきます。

4番目に今後のスケジュールといったことで、令和5年度以降の整備内容についての検討段階の御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは3ページ目をお開き願います。

こちらが社会実験の報告といったことで二つございまして、一つは音楽イベントいちのせきミュージックフェスティバルの実施ということで、令和4年5月5日のゴールデンウィークの最中に行ったものでございます。

実施目的は、磐井川の緑地の活用の一環として、何ができるかというのを今模索しております。

一つの例がこの音楽イベントとしてはどうかといった実験をいたしました。

こちらのほうでイベント開催の集客の状況、イベント情報の取得方法や、何をやった方がいいのかといったアンケート調査をしてまとめております。

また、社会実験の一つの意味は、できれば民間の販売力の益金を使ってこの河川の維持管理経費も減らせないかといったものがございます。

そういったもので実験をしております。

あともう一つは水面利用の社会実験ということで、先ほどのSUPの実施をしております。

これは5月26日、磐井川の持っている力や水面利用を行う上での課題を抽出し、整備計画へ反映させることを目的に実施しております。

なぜかという、カヌーやSUPでは、磐井川は浅いところがあるのではないかと、深いところで溺れたらどうするのだといった疑問の声か、かわまちづくり協議会でもありましたので、本当に浅いのか、本当に溺れるのか、どういう使い方をすれば水辺と親しみがあってにぎわいが出るのかといった実験をおこなっております。

この二つの実験では、主に音楽イベントといたしましては、来場者からは好評のアンケート結果になっております。

資料にはないのですが、おおむね市内の方が75%で、あと市外の方が25%来ております。

交通手段は自動車約5割で、やはり駐車場の必要はございました。

あと今後どのようなイベント活動に参加してみたいですかというアンケートでは、やはり音楽フェスティバルだったものですから、音楽フェスティバルというのが約4割、次に多いのがキッチンカーかマルシェや軽トラ市などの物販、これが3割ぐらい。

あとはバーベキューやキャンプなどをして楽しむというのが26%。

水上のアクティビティといたしましてカヌー、SUPの体験教室や水遊びなどが26%でございました。

これによってやはり水辺の楽しめるような船を使ったものとか、あとミュージックフェスティバル、バーベキューやキャンプなどのアウトドアも川辺で十分楽しめるような力があるといった状況は把握をしております。

続きまして、4ページ目をお開き願います。

こちらが今、東京建設コンサルタントというところに委託をしております、磐井川緑地の再整備計画のイメージ図になります。

これがどこを指しているかと申し上げますと、一番上のところが上の橋になりまして、どちらかという山目側の護岸のところを図で示しております。

上の天端のほうに桜がございますが、この桜は植栽済みで、もう5年ぐらいたつとこのような桜が満開になるというような状況になりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

この桜の近くに既存の観音様がありますので、観音様はそのままということでございます。

あとその近くにベンチがありまして、木陰で休んだり犬の散歩とか、そういったものができるような格好になっております。

今整備しておりますのがこのコンクリート色のところなのですが、階段とバリアフリーに配慮した緩やかなスロープを設置しております。

下のほうにありますテントですが、これは仮設のテントでありまして、日常利用ができるように仮設でもって、民間の方が出店できるような形で今組み立てようとしております。

これは公募型で、来年の1月から2月にかけて公募しまして、プロポーザルといった提案型で選考会を開きまして、4月以降民間の方にこちらのほうで、販売とかをしていただいてその益金の一部を草刈りやごみ拾いとか河川清掃の費用に充てられればなというような、今の検討段階でございます。

下のほうに主な整備の項目が書いております。

トリムコースの再整備と言っているのは図が分かりづらくて申し訳ないのですが、堤防の際の部分と川がありまして、川に下りる道路があってその上にコンクリート色の道路、堤防の際と川と、平らなところの縁のところがマラソンのコースになっておりまして、それを通常トリムコースと呼んでおります。

そこが工事で傷んでいるものですから、その再整備をするとしてございませう。

あと先ほど申し上げました桜の近くに縁台を設置し、バーベキューなどで活用できるようにするといったことでございます。

「菜の花」花壇の整備といたしまして、この図で言いますと黄色い花壇のようなものがありまして、これは清庵の里ということで元監査委員の小川さんたちが取り組んでいる菜の花でこの街を盛り上げていきたいと思いますことと菜の花花壇を再整備するといったこととございます。

それと駐車場の整備ということで、バリアフリーの観点から、来場者アンケートでも車が半数以上だったために、既存の上の橋駐車場の舗装の整備をしたいということとございます。

あと水辺への階段護岸の整備ということで、このトリムコースから磐井川の水辺

へ降りるところの道路で、ちょうど子供たちがいるような絵がありますが、水辺と親しむ空間形成を目指して国に対し、要望になりますが階段護岸整備を国と一緒にやっていきたいというように思っております。

この発想は、一関の夏祭りでおみこしがこの磐井川を渡った経過があるものから、やはりこういった田村町側から山目側にも渡れる道路がどこかあればいいなといったことで、このイメージ図を作成しております。

続きまして、5ページ目をお開き願います。

こちらの右下のほうにございますが、いわてサイクルステーションといった岩手県の取組にも関係するのですが、堤外地（河川敷）を道路として、JR東北本線を通る主要な動線とすることを検討するといったことで、何をやるかと言うと、堤防の天端を利用したサイクリングコース、自転車等の周遊コースを造りたいといったことでございます。

基本的な考え方といたしまして、左上にございます。

かわまちづくり計画区間の黒沢橋から東大橋の間で周遊できるようにすると。

現状の把握とともに魅力及び課題の抽出を行い、これに基づき周遊コースを提案していくと。

実際に試験的に走ってみております。

自転車で堤防の天端の道を連続して走れるようにするという原則として、どうしても難しい箇所について、堤外地、堤内地の道で連続させるということで、1度堤防を下りたり、堤防上ったりしてもこの天端を結びつけて、この周遊コースを約10キロで結びたいということでございます。

今も、活用されている方は活用されているのですが、この遊水地内の堤防のほうの天端のほうも自転車やランニングコースとして、平泉町まで活用されている方が多いので、そこに発展する可能性もございます。

続きまして6ページ目をお開き願います。

これが水辺プラザの改修計画でございまして、国土交通省でやるのが青い線のところ、市で整備するのは赤い矢印のところ、まず市の方を御説明します。

これは県立磐井病院に通じる東大橋のところの下のほうの緑地で、よくバルーンフェスティバルのメイン会場となったりするところでございます。

通常は既存のパークゴルフ場として、日夜きれいに管理をパークゴルフ場の方と協力してやっておりまして、日曜日から土曜日まで多くの方でパークゴルフ場はにぎわっております。

今回整備するのは、このちょうど県道の東大橋にかかっている大東線の下のところでございます。

スケートボードパークの整備といたしまして、スケートボード協会からの要望を受け、当地へのスケートボードパークの整備を計画したと。

近隣にも住宅がなく騒音等の問題に対してリスクが低いということと、現在利用している一関水泳プールの脇のその横の駐車場からも最近では、坂路と駐車場があ

ることから、出水時のセクション等の車両による搬出が可能ということもあり、橋梁下であるという、雨天でもやれるというメリットもありますので、そういったことでこのところが適地ではないかなといったことをございます。

今やっている活動の近くということと、適当な坂道もありますし、駐車場もあることから、適地ではないかといったことで、スケートボード協会の方からも、このところであればいいのではないかといった事前の打合せは進んでおります。

あと市のほうといたしましては、可搬式トイレの設置ということで一つありますし、既存の駐車場のところに可搬式日よけの設置ということで、これはスケートボードの方々と、パークゴルフの方々が熱中症にならないような対策をしていくためのものをございます。

一方、国土交通省では、既存のワンドと言われる川辺の緩傾斜の護岸化を計画しているところをございます。

ここでカヌーの積卸しとか自然観察会をやるといったところをございます。

一番分かりやすいのが、右下の写真②の整備イメージ図をございます。

今は草も刈っておりまして比較的立派な自然の状態になっているのですが、そこにやはりカヌーというのは、車で積んできてそこから下ろすものなので、車をなるべく川側につけてそこから人力で、安全な階段を使って下のほうの磐井川にカヌーを下したいといったことをございます。

続きまして7ページ目をお開き願います。

こちらは国土交通省の整備中の工事の進捗状況をございまして、こちらにいらっしやるときに、御覧になっていたかと思しますので簡単に御説明します。

左側が田村町側ということで、令和4年12月に完成を予定しております。

一部、8月の花火大会時には暫定供用というかできた部分の供用をして多くの方に、ここに座って花火を見ていただいたということもございます。

もう一つが青葉地区ですが、こちらはやはり年度末までかかりまして、令和4年度末、令和5年3月に完成予定をございます。

内容は階段ブロックと坂路舗装、転落防止柵を設置するといったものをございます。

最後のページ、8ページ目をお開き願います。

令和5年度にどのような整備を予定しているのかということで、かわまちづくり計画において1ページ目の全体計画図のとおり、4エリアの整備計画あるうち、令和4年度で磐井川緑地エリアの実施設計、測量したものが実施設計なのですが、他3地区の基本設計を策定中をございます。

令和5年度は、③の一関水辺プラザエリアの整備ということで、今申し上げましたスケートボード場を整備したいといったことをございます。

その理由は、令和5年度の総合水防演習の予定がありまして、それに伴いエリア内の整地及び坂路整備が現在進められていることと、国の整備計画で親水護岸整備が令和6年度に予定されていることがあるので、そちらのほうと合わせて令和5年

度に整備して、現在パークゴルフ場として利用されているエリアも含めた新しいアウトドア活動拠点のエリアとして、一関水辺プラザを整備していく予定です。

当初は、湛水地エリアへスケートボード場を計画しておりますが、この湛水地エリアを最近の取水の状況を確認しましたところ、1回湛水で水を溜めたものが抜け切るまでに数日かかることと、やはりいろいろな雑草とか雑木が生えやすい環境にあるので、そこでスケートボード場を計画してもなかなか利用は難しいのではないかなど。

あとスケートボード協会が市営プール裏の駐車場は使用料無料で借用されて活動していますが、無断使用との誤解を受けることが多いことから、スポーツ振興課よりかわまち事業の中で拠点活動の整備を要望されているといったこととございます。

スケートボードの活躍は御覧のとおりでございます。

あと2番目といたしましてその他エリアの整備につきましては、④一関湛水池エリアについては、大雨後の湛水池は常設施設の使用は難しい状況でありまして、大雨後の流木処理等の費用負担については、国土交通省側での即時対応が難しいということから、整備については、今検討中でございます。

中里・要害エリアにつきましては、磐井川緑地周辺整備、及び③の一関水辺プラザエリアの整備後に両エリアをつなぐコースとして案内看板や路面標示を行う予定とございまして、整備期間最終年度の令和10年度の整備予定としております。

下のほうが市・国の令和5年度の整備予定ですが市は一関水辺プラザ、スケートボード場1,100平方メートル、約4,000万円をかけて今予算要求をしているところです。

国のほうは親水護岸整備ということで、継続をしております。

最後になりますが、ソフト事業の話です。

官民連携事業の展開ということで、磐井川緑地エリア社会実験者の募集についてということで、日常的に人が集うにぎわいの空間として地域の活性化につなげるため、利活用を民間に開放して、恒常的な利活用を進めるための事業者の公募を検討しています。

将来的には磐井川緑地を利用する活動団体が河川区域の管理運営をしていけることを目標とするといったことで、河川法の緩和がございますので、社会実験では利用者の利便性を図るために、磐井川であらかじめ指定した区域及び期間において、営業活動を可と、販売可とするものでございます。

この社会実験の趣旨に賛同していただき、御協力を頂ける事業者につきまして、募集要項を今作っておりますのでそれに基づき、公募を行う予定、といったこととございます。

総括するのは一関地区かわまちづくり協議会という組織がございまして、佐藤暁僖会長ですがこの取組を令和5年度から実施することを検討しております。

募集要項の概要なのですが、使用料は令和5年度の社会実験中は無料としますが、

決められた範囲の清掃活動を実施することと、令和6年度以降は有料で別途定めることとし、募集内容は、日常的に人が集う場所、にぎわいの場所となり、一層活用し、市街地の活性化に寄与する取組を目的とするといったこととございます。

以上で、説明のほうは終わらせていただきます。

ありがとうございました。

委員長：説明が終わりましたので、これより質疑、意見交換を行います。

千田良一委員。

千田（良）委員：気になっている部分が、たくさん取り込まれて、これが実現することに非常に期待しております。

川に親しみを持ってもらいながらとなると、どうしても季節として夏が中心になるのかなど。

そうしたときに、この磐井川の水量が夏になるとがくんと下がってしまうということが、今までも経験的に見てきているわけなのですが、そうしたときにこの親水、水に親しむことをやりながら、でも水の量も少なくて先ほどのSUP、水の中に入ってもらって、水と触れてもらって云々という話が期待されるわけだけでも、そのあたりの磐井川の水量の確保とかそういうものについては、今私たちはどのように考えていったらいいのでしょうか。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：非常に難しい質問で、私たちは自然の川は受け入れるしかないかなというように考えているところで、例えば減水期と増水期がありまして、増水期は人命を守るための堤防がございますし、今どちらかという、夏の減水期のお話なので、減れば減ったなりに、水深の深いところと、本当に膝下ぐらいのちょろちょろ流れるところと現れると思いますので、それぞれの生かし方を考えて、深いところでは1メートル以上あるところではSUPなどで遊べますし、あと膝下のところはそのま川に入って、安全な流速なのでそのまま川に入って流れに入って涼むというのですか、そういったことも考えられるのかなど。

安全にというのが第一でございまして、その次に遊びというのを考えております。

ただ、水量が少ないので、昔は水質汚濁みたいなことを言われたのですが、今、だんだん水質環境も改善になっていると生活環境課では分析しているので、昔みたいに臭いとか、そういったものが比較的少なくなっているのかなど思っております。

委員長：千田良一委員。

千田（良）委員：なるほどなという思いであります。

磐井川の水というのはよく言われるように、私たちのイメージとすれば須川のほうからと思うのですが、そうではなくいわゆる久保川の水が多いのだということを聞いてきたわけですが、そうするとそちらの環境というか、そういうものが整えられてそして、水がたっぷりと流れてくる。

ただこの区域のすぐ上に、上水道の取水場があるので、そこで取られるとより少なくなるという、そのようなちょっとジレンマもあろうかと思えますけれども、そういうものとの兼ね合いとか、あとは清流化の場合には下水道ですよね。

萩荘地区、それから山目地区、赤萩地区の辺りで下水道が整備されて、排水がやはりきちんとしたもので流れてくるということが、これを生かすためには前提になるのだと私は考えるので所管とすれば、建設部はこのくらいだということけれども、ただ、一関市のかわまちづくり云々となれば市全体の話ですので、そのあたりは決してないがしろにならないようお願いしたいと思えます。

以上です。

委員長：岡田委員。

岡田委員：市民が、活力ある中心市街地ということで、みんながここに集えるような場所を本当に期待しております。

お伺いしたいのは、一つは、やはり担当常任委員会のメンバーとして、この現地を拝見させていただきたいということがあるのですが、実際この現地調査となったときに、いつ頃がいいのかをお伺いしておいたほうがいいのかということと、実際、市民が利用するといった場合、磐井川エリアや要害・中里エリアは自由に訪れればいいのかと思うのですが、3番の水辺プラザに今度スケートボード場とあるのですが、それが今までのようにあいぼ一ととの、受付というかそういう必要があるのか、④についてもいろいろな体験ができるようになったときの、先ほど公募というお話がありましたが、そういった部分について、いつ頃把握できるのかということと実際、水辺プラザと遊水地のエリアは、どちらも令和5年から利用可能だというお話でしたけれども、もう少し詳しいお話を伺えればと思います。

委員長：渡辺建設部長。

建設部長：私からは視察のほうですけれども、基本的にはいつでも全然いいのですが、やはり川の中で寒いので、そういうところだけです。

4月になるとこの階段のところはもう終わっていますので、自由に見ることができるというか、使えるようになっています。

また何か工事が出て、そこを視察したいというのであれば、それはそれで国土交通省と調整しますので、おっしゃっていただければと思います。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：私のほうからあと2点ございました。

一つはスケートボード場で、協会に入らない方でも市民の方が親しめるかといった質問と、公募をかけていつ頃から市民の方がどこまで使えるのかといったことについてお答えをしたいと思います。

一つスケートボード協会と話したところ、協会員ではなくてもスケートボード協会が管理するのですが、一般の方にも教えながら使っていただくということで、協会のためのスケートボード場ではないということは、協議の中でも十分共有して理解をして進めているところでございます。

あともう一つの市民の方がいつ頃からというのは、令和5年4月、5月には一般の民間事業者の方が、堤防を利用する内容とか、そういった内容が決まっている頃だと思いますので、お花見の頃には一般の方がどんなことが楽しめるのかなというのが、お話しできると思います。

エリアにつきましては、1ページ目で言えば、①の磐井川緑地周辺エリアの工事が終わったところではもう民間の方が何らかの活動を始められる時期かと思っております。

②の要害・中里エリアにつきましてはこの辺は日常、朝から夕方までウォーキングの方々が自由に使っていて、未整備ではありますが、比較的継続して使っていただけるところと、③の今申し上げましたスケートボード場のところは、工事に入る前までは、橋の下は自由に使えるのですが、工事中は橋の下だけ使えなくて、パークゴルフ場や散歩コースとしては今までどおり使えます。

あと湛水池のほうはまだこれからですので、こちらのほうはまだ湛水池には入れないので上から堤防の天端から見たり、そういったソフト事業という散歩とか、そういった形で遊水地のこの周囲堤と同じような使い方をしていただければというように思っております。

大体そのスケジュール感とすれば、春になれば磐井川緑地の山目側と世嬉の一酒造側では比較的民間の方が使いやすいようになっているといった状況です。

あとは日常、今までとあまり変わりはないといったことでございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：8ページですけれども、スケートボード場の整備ということで、私もこの水泳プールの脇でのスケートボードの状況を見たり、実際にイベントをされたのを見たことがあって、その方々が定期的なスポーツをする場所を求めていることも把握していただきましたので、今回の分に関しては、すごくいいなというように思っております。

その中でちょっとお尋ねするのは、このスケートボード場整備の4,000万円という中の、実際に現在の状況から、エリアはすごく狭くなるのかどうかとか、そこら

辺も含めて、どのような整備をするのかというのが1点目と、そういった整備をした後に今後の管理であったりとか、いろいろな運営をするのはスケートボード協会に先ほどの答弁だとなるのかどうかという部分が、今後の運営についての方針が2点目です。

3点目は、今回、令和4年度にいろいろな実施計画をして実施実験をしてと、令和5年度このような予算になっていますけれども、令和6年度以降、どのように今後の計画として考えられているのかお尋ねいたします。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：それでは1点目の、今のスケートボードを活用していらっしゃる方の面積と、今私が申し上げましたスケートボード場の整備の内容について簡単に申し上げます。

今よりも若干面積的には少なくなると思います。

ところがやはり1,100平方メートルというのは、33メートル掛ける33メートルぐらいありますので、子供さんのプール25メートルプールよりは広いエリアが確保できます。

一つ、スケートボード協会から強く要望されるのは、自由に、みんなに迷惑をかけないように音でやりたいということなのだそうです。

事の発端は、磐井橋の下の田村町のところでやっております、そこで住民の方から、不良がいるみたいなことを言われてしまったのです、不良ではないですけども。

そういったことで、どこにも行きようがなく、今市民プールの脇で活動されていると。

活動する場の条件といたしましては下がアスファルトよりはコンクリートのほうがいいと、コンクリートのほうが硬いのだと思いますし、あと、転がり抵抗がよいということだそうです。

そのために、床というか、そこはコンクリートにします。

そして1,100平方メートルをコンクリートでならして、その辺の周辺を整地することでこの4,000万円という経費になってしまいます。

アスファルトにした場合、ここから1000万円ほど下がりますが、それだとスケートボードの整備としては意味がないのだそうです。

そういった格好でちょっと高く感じるのですが、床面に配慮した整備をさせていただきたいというのが1点目です。

2点目の管理につきましては、やはりスケートボード協会のほうに、一関市体育協会とスポーツ振興課と当課のほうで話し合いをしております、最終的にはやはりよく知っている方が管理されて、しかも協会の場所ではなくて一般の市民にも広く使わせてほしいということをお大前提として、管理運営のほうも考えていきたいと、

それでまだ決定はしておらないところでございます。

あと令和5年度はこの整備をして、令和6年度以降どのような整備に進んでいくかといったことですが、令和6年度は引き続き、ソフト事業ではかわまち協議会の運営委員会を開きまして、今度は磐井川緑地のほうに移っていきます。

トリムコース、先ほど申し上げました1ページ目で言いますと、こちらのトリムコースのところでは。

4ページ目をお開きください。

この堤防の際から今のランニングコースとなっているところ、この辺の舗装の傷みをもう1回直して、ここに何メートル、ここまで走ると何キロメートルですよといった線を入れまして、比較的市民のジョギングに親しまれたり、あと一関学院高等学校の皆さんにも走っていただけるようなコースにしたいといったことを主にして、さらに民間の人が活用しやすいバーベキューなどが活用の一つとしてあるのです。

冬はおでん、夏はバーベキューと言っていましたけれども、そのような方々が自由に使えるようなものを候補として、選考していきたいなというように思っております。

令和6年度はこちらのほうの、4ページ目の整備イメージ図のほうに戻っていききたいなというように思います。

そして中里要害エリアと、最後に湛水池かなというように考えております。

以上です。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：スケートボードのパークエリアがかなり分かりづらいというか、私も何回か見学してみると、本当に子供から大人までそうして若い人たちが楽しくこう自由にやっているなと思っているのですが、いかんせん、水泳プールの脇だと見ている人が少なかったのが課題があると思うのですが、せっかくこういったものを整備するに当たって、そこがそういうエリアだということを、看板を立てるとかあるかと思うのですが、どのように市民の方々に見える化をするかというのは何か考えられているのでしょうか。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：それは重要な視点でありまして、一応誘導のためのサイン計画というのを考えなければならぬのですが、今ちょっとそこまで考えていなかったところがございますので、今後そこも令和5年度内にはきちんとしたもので考えていきたいというように思っております。

委員長 : ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、質疑、意見交換を終わります。

以上で、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料、変更認定申請手数料について、及び一関地区かわまちづくり事業についての調査を終了します。

暫時休憩します。

(休憩 15:05～15:10)

委員長 : 再開します。

建設部長をはじめ、当局の皆さんにはお忙しいところありがとうございました。職員退席のため暫時休憩します。

(休憩 15:10～15:12)

委員長 : それでは再開いたします。

次に、市民と議員の懇談会における意見等に係る調査についてを議題とします。書記に説明をさせます。

伊藤書記。

書記 : 市民と議員の懇談会につきましては、令和4年度12地域協働体との懇談会を開催し、様々な御意見を頂戴したところです。

市民と議員の懇談会を所管する広聴広報委員会でお手元に配付の資料のとおり頂戴した御意見等について取りまとめ、各常任委員会、議会運営委員会で調査し、提言が必要な事項については当局へ提言することとなりました。

当委員会分の提言が必要である事項と、意見等に対する回答を広聴広報委員会へ11月25日までに提出するため、御協議頂きたいと思います。

委員長 : 資料についてお目通しいただくため、暫時休憩いたします。

(休憩 15:13～15:50)

委員長 : それでは再開します。

当委員会の進め方について、意見交換を行います。

岩淵委員。

岩渕委員：いろいろと当委員会に意見がありましたが、1項目ずつの回答については、先ほど休憩中にお話しした4つほどの対応策についてありましたので、事務局のほうで案を出していただく形でまずは、常任委員会でまたその案について検討すると、提言については各項目、雇用、農林業振興等々ありますけれども、それについて1つもしくは2つぐらい文章でまとめるものについては委員長、副委員長に文章等の案を次の委員会までに出していただいて、次の委員会で検討するという方向でいかがでしょうか。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で意見交換を終わります。

ただいま、岩渕委員のお話がありましたように、次回、11月25日金曜日午後1時半から、継続してこの件について協議したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、さよう決しました。

以上で、市民と議員の懇談会における意見等に係る調査についての本日の協議を終わります。

委員長：次に、その他でございますけれども、行政視察について皆さんから御意見を頂戴したいと思いますが、新型コロナウイルス感染症のまた第8波なんていう話も出ておりますが、皆さんからどのような対応をしていくか、一応実施するという方向で検討するのであれば、1月中に行うしかないのかなというように思います。

休憩いたします。

(休憩 15:53~16:02)

委員長：それでは、再開いたします。

行政視察につきましては実施するという方向で、皆さんの意見を入れて時期としては1月の23日の週ということで進めたいと思いますが、視察等なり視察項目については次回の委員会で協議したいと思いますので、これに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう進めます。

以上で、行政視察についての意見交換を終わります。

以上で、予定した案件の協議を終了いたしますが、ほかに皆さんから何かありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で本日の委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

(閉会 午後4時03分)